

過労死裁判を終えて

## 一人では聞えないときもある 一匹の限界をわかってほしい

小

児科医の中原利郎氏の過労自殺について病院の安全配慮義務違反を問う民事裁判は、昨年7月、最高裁で和解が成立した。敗訴だった一審、二審を経た最高裁での和解は極めて異例で、和解条項には「医師の過重負担を生じさせないことが国民の健康を守るために不可欠」と盛り込まれた。原告の中原のり子氏は、7年間に及ぶ裁判が集結した今も「過労死のない社会を目指したい」と発言を続けている。

※

生前、夫は「医者なんて誰からも感謝されない仕事だ」と口にしていました。実際には、患者さんからお礼の言葉はあったと思いますが、それが聞



薬剤師、  
全国過労死家族会世話人、  
全国医師ユニオンサポーター  
中原のり子氏

北里大学薬学部卒業後、勤務先の病院で出会った中原利郎氏と結婚。99年、利郎氏は過労による鬱病を発症し自死。07年労災認定。しかし、病院側の謝罪と損害賠償を求めた民事裁判では一審、二審ともに敗訴。10年最高裁で和解成立。

こえなくなるほどの状況だったのです。当直は月8回。体力は限界でした。でも、夫が過労死に追い込まれた理由は、それだけではありません。医師は少なからず一匹狼のようなどころがありますよね。各々が過酷な就

労状況に置かれていますから、誰かが過労で悲鳴を上げていても「私も大変だから」と見過ごしてしまふ。また目の前の仕事に追われて、勤務先の病院が労基法違反であることに気付いたり、声をあげる余裕もありません。さらに、今でも暗に聖職者意識が求められる。医学が進むと医療がハードになるにもかかわらず、「頑張りなさい」との一言で問題が置き去りになってしまいがちです。私は、そもそも36協定に問題があると思っっています。たとえ36協定で時間外賃金が支払われたとしても、体力を回復し、心を休める時間がなければ、過労自殺は減らないでしょう。

医師の自殺者は推定年90人。厚労省の労災認定のうち、医療・福祉分野は増加の一途をたどっています。最近の若い医師が当直の少ない科を選ぶことは、誰も責めることはできません。もつと医療界が根本的に変わる必要がある

のです。

退職後、残されたスタッフに負荷がかかる職場で「辞めたい」と言うのは、夫にとって死ぬよりも辛いことだったのでしょうか。しかし、一匹狼である医師でも、本当に辛いときは誰かとながってほしいし、周囲もそれに気がついてほしい。私は、夫が誇りを持って輝いていた姿を知っています。医師として本来あるべき姿です。医療界の就労環境は今もなお厳しいものですが、医師の心が折れずに済むように、これからも発言していきたいと思っ

(談)

